



答 申

議会改革検討協議会において、検討結果を取りまとめたので、別紙のとおり答申します。

令和 2年 7月10日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会

会長 榎 本 利 光



議会改革検討協議会では、令和元年6月の設置以降、各会派から提案がなされた20項目のうち、5項目について優先的に検討を進めることとし、様々な協議を重ね、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

I 議会情報発信の充実（1項目）

1 インターネット生中継の対象に決算特別委員会を追加する

県議会に関する情報発信を広く進めていく観点から、従来の政策特別委員会に加えて、決算特別委員会をインターネット生中継の対象とすることが適当である。

なお、生中継を開始する時期については、中継用設備等が既に整っていることから、今年度に設置・開催される決算特別委員会から実施することが適当である。

II 議会全般（4項目）

16 議員・議会活動の活性化に向けた議員用タブレットの導入

17 ペーパーレス化の加速、タブレット又はモバイルPCの導入と連絡事項のネット配信

18 議会資料のデジタル化の推進

19 議会資料について

議会活動の更なる活発化、平時や緊急時（大規模災害発生時、感染症のまん延時など）における情報伝達の効率化や、オンラインでの打ち合わせなどコミュニケーション手段の確保、諸資料のデータ化によるペーパーレス化等を推進するため、従来のノートパソコンに代えて、早期にタブレット端末を導入することが適当である。

また、導入した場合の利用等に関しては、別添の方針案のとおりである。

なお、導入後には、利用に伴う課題等を踏まえ、本会議や委員会における審査等での更なる利用拡大に向け、引き続き、検討を進める必要がある。

議員用タブレット端末の利用等に関する方針（案）

1 利用業務の範囲

議会活動、議員活動に関係する内容であることを前提として、当面は、インターネットを活用した情報収集、資料の作成、端末へ保存した資料等を活用した県民などへの情報提供や、連絡事項や情報提供に係る資料等のメール送受信、オンラインによる打ち合わせ等の業務に利用する。

2 利用場所の範囲

議会棟の内外において利用する。

なお、委員会審査の際には、委員会室に持ち込み、利用することができるが、議場へは当面持ち込まないこととする。

3 基本的な利用ルール

- (1) タブレット端末は、議会棟の内外において、メールで受信した情報等が随時確認できるよう携帯するか、身近な場所への配置等に努める。
- (2) 私的利用など、議会活動に関係のない利用は厳に慎む。
- (3) パスワードの設定や、利用者を議員本人に限るなど、端末の適切な管理に努める。
- (4) 委員会室での利用に当たっては、委員会審査に資する利用に限る観点から一定の制限を設ける。
- (5) その他必要に応じた規定を設けることとする。

4 既存のノートパソコンの取扱い

現在、会派控室に配置済みのノートパソコンについては、希望に応じて控室ごとに数台残し、しばらくの間、会派内での共用として利用できるようにする。

5 その他

タブレット端末の選定に際しては、他県のタブレット端末使用状況も参考に、使い勝手の良い端末とするほか、入力作業を容易にするキーボードの導入についても検討すること。